



商工会だより

* 中小企業診断士による経営計画作成個別相談会のご案内

中小企業診断士を招き、第11回小規模事業者持続化補助金申請（令和5年2月20日締切）、経営力向上計画、経営革新計画、事業継続力強化計画などに対応した「経営計画個別相談会」を下記の内容にて開催しますので是非ご利用下さい。

実施日程	令和5年1月16日（月）・23日（月）・30日（月）午前9時～午後4時
実施場所	大野町商工会館 2階 青年部研修室
1事業所1時間を目安に相談に応じます	

* 弁護士による無料法律相談のお知らせ

○令和5年1月17日（火）OKBふれあい会館9F

○令和5年2月 7日（火） //

13:00～17:00（1事業所1時間）

* 確定申告相談日のご案内(予告)

今年も確定申告の時期が近づいてまいりました。今年も商工会が税理士を招き「確定申告窓口相談」を下記の内容にて開催する予定ですので、お知らせいたします。

令和5年10月1日から適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されます。

適格請求書（インボイス）とは、売手が買手に対して正確な適用税率や消費税額等を伝えるもので、この制度は課税事業者・免税事業者に関係なく全ての事業者に係るものです。非常に重要な内容の税制改正となります。令和5年10月1日からインボイス発行事業者になる場合は、原則として令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があります。

導入の際は税務署にインボイスの事業者登録が必要となりますので、内容を十分にご確認ください。商工会に登録用紙がありますので、必要な方はご連絡ください。

- ・日程：2月10日（金）～3月14日（火）までの実施となります。（詳細については別紙案内をご覧ください）
- ・会場：大野町商工会館 2階大会議室

* 制度改正に伴う専門家派遣事業のご案内

専門家を派遣しての個別相談を行います。生産性の向上や働き方改革、消費税価格転嫁対策等についてご相談いただき、アドバイスを受けることができます。

具体的には、事業収益の確保、従業員の確保と活用、業務の効率化、働き方改革の理解促進、インボイス制度に対する対応など、制度改正による諸課題への対応や生産性向上に向けて、小規模事業者が円滑に対応できるよう専門家を派遣し、経営環境の整備を実施いたします。上記の課題以外でも活用できますので、お気軽にご相談ください。

* 小規模企業共済のご案内

The graphic is a colorful informational poster for the Small Business Mutual Savings Plan. At the top, it says '安心 安全' (Peace of mind, Safety) and '国がつくった' (Created by the country). The main title is '小規模企業共済' (Small Business Mutual Savings Plan) in large white letters on a blue background. Below the title, it says 'こんな悩みにお応えします' (We answer such concerns). Two callout boxes contain common concerns: '年金だけでは不十分で、不安がある' (Pension is not enough, I'm worried) and '自分で積み増しするには、どんなものがあるの?' (What options are there to increase it myself?). A central box lists '制度の特長' (Features of the system) with three points: 1. '経営者のための退職金制度' (Pension system for operators), 2. '掛金は全額所得控除' (Contributions are fully tax-deductible), and 3. '受取時も税制メリット' (Tax benefits at the time of withdrawal). A speech bubble on the right says '退職金の準備を中小機構がお手伝いします' (We help with pension preparation). At the bottom, it provides contact information: '共済相談室 TEL.050-5541-7171【受付時間】 平日 9:00~17:00'. A red banner at the bottom says 'チャットボットなら24時間・365日お問い合わせにお答えします' (We answer inquiries 24/7 via chatbot). Below this are search buttons for '小規模共済' and '検索', a QR code, and a small illustration of a woman.

安心 安全 国がつくった
小規模企業共済
こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの?

退職金の準備を中小機構がお手伝いします

制度の特長

1 経営者のための退職金制度
小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2 掛金は全額所得控除
掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3 受取時も税制メリット
共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

共済相談室 TEL.050-5541-7171【受付時間】 平日 9:00~17:00

チャットボットなら24時間・365日お問い合わせにお答えします

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。
詳しくは右記のQRコード又はホームページからご確認ください。

加入・掛金のご質問はこちらをクリック
24時間いつでもチャットで質問可能です

小規模共済 検索

2021.6

※ いずれの相談についてのお問合せも、商工会事務局までご連絡ください。

☎ 0585-32-0667

Fax 0585-34-3370